

令和 7 年度
甲府市都市計画道路
見直し検討業務委託
特記仕様書

令和 7 年 7 月
甲府市まちづくり部まち開発室都市計画課

第 1 章 総則

(適用範囲)

第 1 条 本仕様書は、山梨県県土整備部「測量業務共通仕様書」及び「設計業務等共通仕様書」に準拠し、甲府市（以下「発注者」という。）が委託する「令和 7 年度 甲府市都市計画道路見直し検討業務委託」（以下「本業務」という。）に適用する事項を示すものである。

(法令等の遵守)

第 2 条 本業務は、本仕様書のほか次の法令等を遵守し業務を遂行すること。

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）

都市計画運用指針（令和 7 年 3 月 国土交通省）

都市計画道路見直しの手引き（平成 29 年 7 月 国土交通省都市局 都市計画課）

都市計画道路見直しガイドライン（平成 19 年 3 月 山梨県）

道路構造指針（令和 2 年 4 月改定 山梨県）

甲府市道の道路構造に関する技術的基準を定める条例（平成 24 年 12 月 甲府市）

その他関係法令、規則、通知、条例等

(業務実績)

第 3 条 受注者は、過去 15 年以内に、地方公共団体が行う都市計画道路の見直し業務を受託し、履行した実績を有すること。

(配置技術者)

第 4 条 受注者は、本業務の実施にあたり、業務目的を十分に理解した上で、都市計画に関する業務の実務経験が豊かな者、及び都市計画道路の見直し業務において必要となる高度な技量や多くの経験を有する者を適正に配置すること。また、管理技術者及び照査技術者についても、都市計画に関する高度な技術と豊富な知識を有する者とする。

(1) 管理技術者は、前条記載の業務実績を有し、かつ技術士（建設部門：都市及び地方計画）の資格を有すること。

(2) 照査技術者は、技術士（建設部門：都市及び地方計画）の資格を有すること。

(3) 管理技術者と照査技術者を兼務しないこと。

(4) 管理技術者と照査技術者のいずれかが、打合せ協議に出席すること。

(資料の貸与及び取扱い)

第 5 条 業務の実施にあたり、発注者は、必要な資料について、受注者に貸与あるいは供与するものとし、受注者は、本業務に必要な資料等について収集し、整理すること。受注者は、貸与品等について、破損、紛失等のないよう十分に注意し、業務終了後速やかに返却すること。なお、貸与品等の本業務以外への使用を禁じる。

【主な貸与品】

・ 甲府市都市計画道路見直し検討調査成果（平成 22 年度・23 年度）

・ 甲府市都市計画道路見直し支援業務成果（平成 24 年度）

・ 甲府市都市計画道路見直しガイドライン

・ 甲府都市計画基礎調査業務成果（甲府都市計画区域）（令和 4 年度）

・ （都）大手二丁目浅原橋線外都市計画道路検討業務成果（山梨県：令和 2 年度）

等々

(業務の進捗状況等の報告・説明)

第6条 受注者は、月次で業務進捗状況を打合せ記録簿により発注者に報告するとともに、業務項目ごとに、その内容の詳細等について、発注者に説明すること。
また、業務工程に遅滞が生じる場合は、修正工程表を合わせて提出すること。

(検査・修補)

第7条 受注者は、成果品について発注者の検査を受けるものとし、検査の合格をもって業務の完了とする。

ただし、成果物が発注者の求める水準に適合しないものとして、発注者が修補を指示した場合は、速やかに指示に従うものとし、修正した成果物における再検査の合格をもって業務の完了とする。万が一、検査の合格後に成果物に不備が判明した際にも同様とする。

(成果物の帰属)

第8条 本業務における成果物は、すべて発注者に帰属するものとし、発注者の許可なく他に使用、複写、流用、公表及び貸与してはならない。

(疑義)

第9条 本仕様書の記載内容及び本仕様書に定めのない事項について疑義が生じた場合は、発注者と受注者が都度協議し、発注者の指示に従うものとする。なお、協議及び打合せ事項については、書面のやり取りをもって有効とする。

(損害賠償)

第10条 受注者は、本業務の実施過程において発生した諸事故や発注者に与えた損害に対しては、発注者の指示に従って受注者の責任において処理すること。ただし、契約の内容に著しく適合しない場合はこの限りではない。

(履行期間)

第11条 本業務の業務期間は、契約締結日から令和8年3月31日までとする。

なお、次の業務項目については、各期日までに業務を完了し、業務期間内に検討内容を成果に反映すること。

- (1) 検討対象路線の評価、第1回外部有識者検討委員会
(期日:令和7年12月下旬)
- (2) 見直し素案の作成、第2回外部有識者検討委員会
(期日:令和8年2月中旬)

2 その他業務の期日についても、必要に応じて発注者と協議の上決定する。

第2章 業務内容

(業務の目的)

第12条 都市計画道路は、都市の骨格を形成し、都市の健全な発展と機能的な都市活動を確保するため、都市交通におけるもっとも基幹的な都市施設として都市計画法で定められた道路である。本市の都市計画道路は、高度経済成長期における都市の拡大を前提に決定されたものが多く、近年の人口減少、低成長等の社会情勢や交通需要の変化に伴い、長期間未着手の路線や整備の必要性に変化が生じつつある路線もある。

このような中で、本業務は、都市計画道路の現況の課題や将来の都市構造を踏まえて見直し候補路線を選定し、「必要性」や「実現性」等の見直しに係る視点から再評価を行い、見直し素案の作成を行うことを目的とする。

(業務の対象)

第13条 本業務は、甲府都市計画区域内における甲府市内に計画された都市計画道路を対象とする。

(計画準備)

第14条 受注者は、山梨県作成の「都市計画道路見直しガイドライン(平成19年3月)」、「道路機能構造指針(令和2年4月改定)」、本市が過年度業務で作成した「甲府市都市計画道路見直しガイドライン」(以下、「ガイドライン等」という。)を踏まえ、業務目的、実施方針、業務工程等を記載した業務計画書を作成し、発注者の承認を得ること。

(都市計画道路を取り巻く状況の整理)

第15条 都市計画道路を取り巻く状況について、近年の社会情勢の変化を踏まえて整理し、都市計画変更手続きに必要な住民の合意形成等を見据えて、定量的かつ定性的に分析し取りまとめること。

分析を行うにあたり、以下の項目を基本とし、その他必要な項目については発注者と協議の上行うこと。

(1) 人口に係る分析

人口の推移、将来人口、人口動向、年齢区分別人口比率の推移等

(2) 土地利用に係る分析

都市計画道路周辺の土地利用(建物の立地等)、地形地物の状況、歩行者利用が比較的多い施設(学校(通学路を含む)・病院・駅・公園・歴史文化施設・商店街等)の位置等

(3) 自動車交通に係る分析

車の保有台数、免許返納率、公共交通網(病院バス、コミュニティバスを含む)、国土交通省作成の道路交通センサス(H17、H23、H27、R2)及び(都)大手二丁目浅原橋線外都市計画道路検討業務成果(山梨県:令和2年度)資料(H22現況再現ネットワーク・H42将来推計ネットワーク)等による交通量の推移傾向

(4) 上位計画・関連計画に係る分析

上位計画及び関連計画における都市計画道路の位置づけ、「甲府市地域防災計画(令和7年4月)」における緊急輸送路の指定状況及び指定避難所の位置づ

け、各種公共施設・インフラ施設に関する更新計画等

(5) 都市計画道路の指定状況に係る分析

本市と全国及び近県の県庁所在地等における都市計画道路の整備状況を、人口規模や市街地規模等により比較・整理し、分析を行うこと。

(都市計画道路の整備状況等の整理)

第16条 路線ごとに、発注者が提供する資料等を基に、都市計画決定状況等（路線番号、路線名、都市計画決定年月日、決定・変更理由、計画延長、幅員、未整備延長、53条許可件数、筆界未定地）及び「都市計画道路を取り巻く状況の整理」の内容を路線別調書（全体図を含む）として取りまとめること。

(都市計画道路整備の課題)

第17条 「都市計画道路を取り巻く状況の整理」、「都市計画道路の整備状況等の整理」を踏まえ、長期間未整備となっている理由及び未整備となっていることにより生じている課題の抽出を行うこと。

なお、「甲府市都市計画マスタープラン」及び「甲府市立地適正化計画」における将来都市構造の実現を見据え、必要に応じて、新たな整備が必要と想定される都市計画道路についても検討を行うこと。

(見直しの基本方針の検討)

第18条 前条までの整理・分析及び抽出した課題を基に、本市の将来都市構造や山梨県及び隣接市町における整備状況等を踏まえ、見直しの基本方針を取りまとめること。また、見直しの基本方針を踏まえ、必要に応じて、「甲府市都市計画道路見直しガイドライン」に示す見直し路線の選定フローを最適化すること。

(見直し対象路線の抽出及び区間の最適化)

第19条 「見直しの基本方針の検討」を踏まえ、必要性を検証する路線の抽出を行うこと。また、効果的に見直しを行うため、抽出した路線を最適な検証区間（道路管理者種別や交差点等で区間を分割）に設定すること。

(評価細目・評価基準の検討)

第20条 前条までの内容等を考慮した検討項目を整理し、評価に必要な細目・基準を定めること。

なお、評価細目・評価基準の設定にあたっては、「必要性」「実現性」等の見直しに係る視点を踏まえつつ、ガイドライン等を参考に、【交通処理機能、まちづくりや市街地形成誘導、空間機能、代替機能となる路線の有無、地形地物の制約、道路構造令との整合等】について検討を行うこと。

(見直し対象路線の評価)

第21条 見直し対象路線及び区間について、評価細目・評価基準を基に評価を実施すること。評価の結果は、一覧表及び評価カルテ形式で取りまとめること。

(見直し素案の作成)

第22条 前条までの業務を見直し素案としてとりまとめること。また、本業務の成果を踏まえて「甲府市都市計画道路見直しガイドライン」の更新を行うこと。

(外部有識者検討委員会等運営支援)

第23条 見直し対象路線の評価及び都市計画道路見直し素案の作成にあたり、学識者等からなる外部有識者検討委員会（計2回）に諮るための資料作成、会議への出席と運営支援及び会議録の作成を行うこと。

また、都市計画道路の見直しにより考えられる関係部局への影響等について調査を行うためのヒアリング資料の作成及びその結果を取りまとめて分析を行うこと。なお、ヒアリングは発注者で行う。

(報告書作成)

第24条 本年度の成果及び本業務の検討に際し収集した資料等を取りまとめた報告書の作成を行うこと。

(打合わせ協議)

第25条 打合わせ協議については、初回(業務着手時)、中間2回、成果品納品時の計4回を基本とする。また、別途打ち合わせが必要な場合はWEB会議等を適宜実施すること。

なお、協議内容については、その都度受注者が打合せ記録簿に記録し、発注者と受注者は相互に確認すること。

第3章 成果品

(成果品)

第26条 本業務の成果品は、次のとおりとする。

- | | |
|--------------------|----------------|
| (1) 業務報告書(A4版) | 2部(正本1部 副本1部) |
| (2) その他資料 | 1式(打合せ簿等その他資料) |
| (3) 電子データDVD | 1式(報告書等データ) |
| (4) その他、発注者が指示するもの | |